

※ 本確認書は地区計画にともなう届け出の提出後、概ね1週間程度での提出をお願いします。

(提出先：まちづくり事業課)

## 壁面後退区域における工作物の設置制限に関する確認書

沼袋区画街路第4号線沿道地区の地区計画区域内における行為の届出書の提出にあたり、中野区から以下の説明を受け内容を確認しました。

※ 確認書必要事項にをお願いします。

### 記

- 壁面後退区域における工作物の設置制限等について十分理解のうえ、その制限の遵守をお願いいたします。
- 行為の届出書及びその添付書類の内容に変更がある場合は、変更部分の行為に着手する30日前までに変更届出書の提出をお願いいたします。
- 地区計画に定める制限等の不適合が判明した場合には、問題解決へ向け誠意をもって対応するとともに、地区計画の内容に適合する建築物等に是正するようお願いいたします。
- 建築敷地及び建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本確認書を継承してください。また、本確認書を継承した者が建築敷地及び建築物を譲渡する場合も同様に願います。

以上

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

上記のとおり説明を受けました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_